

北九州市環境産業融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において環境・エネルギーに関する設備投資を行う企業等に対し、必要な資金を融資することにより、北九州市経済の振興と低炭素社会づくりの両立を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リーディングプロジェクト 環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月総合科学技術会議）又はCool Earth-エネルギー革新技术計画（平成20年3月経済産業省）に記載された技術分野の研究開発、それらに密接な関係を有する材料、製品又は製造装置の製造及び発電等の事業をいう。
- (2) 省エネ設備 エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換により、既設の設備と比較してエネルギー消費の削減に寄与する設備をいう。
- (3) 新エネ設備 太陽光、風力等の自然エネルギーを利用して発電する設備をいう。
- (4) 環境配慮型製品 燃料電池自動車（以下、「FCV」という。）、電気自動車（以下、「EV」という。）、プラグインハイブリッド車（以下、「PHV」という。）及びそれらの充電設備並びに北九州エコプレミアム認定製品のうち償却資産として資産計上するものをいう。
- (5) 保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された福岡県信用保証協会をいう。
- (6) 金融機関 この融資制度を取り扱うため市長が指定した金融機関をいう。

(預託及び融資資金)

第3条 市長は、この融資制度を実施するため一定の金額（以下「預託金」という。）を金融機関に預託する。

- 2 金融機関は、前項の預託金に市長が別に定める額に相当する額の自己資金を加えた金額を融資資金として融資を行うものとする。

(協定の締結)

第4条 市、金融機関及び保証協会は、この融資制度の適正な運用を図るために必要な事項について、相互間に協定を締結することができる。

(金融機関等の義務等)

第5条 金融機関及び保証協会は、この融資制度の趣旨を理解し、この要綱の規定、前条の規定に基づいて締結された協定等に従って適正にその事務を処理しなければならない。

2 金融機関は、融資資金の取扱いについては、他の一般業務との区別を明確にするものとし、毎月末日現在における運用状況を翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。

(融資を受ける者等の義務)

第 6 条 融資を受け、又は受けようとする企業は、この融資制度の趣旨を理解し、この要綱の規定並びに融資を受けるに当たって締結し、又は締結しようとする金融機関及び保証協会との間の約定等を遵守するとともに、市、金融機関又は保証協会が当該融資に関して行う指導に従い、報告の求めに応じ、及び調査に協力しなければならない。

(市及び金融機関のとり得る措置)

第 7 条 市長は、この融資制度の適正な運用を図るため、金融機関、保証協会及び融資を受け、若しくは受けようとする企業に対して指導を行い、又は報告を求める等必要な措置をとることができる。

2 金融機関は、融資を受け、又は受けようとする企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該融資を取り消し、当該融資に係り融資した資金の全部若しくは一部を繰上償還させ、又は以後の融資を行わないことができる。

- (1) 融資した資金をその目的に使用しなかったとき。
- (2) 融資した資金の償還を怠ったとき。
- (3) 関係書類に不実の記載があったとき。
- (4) この要綱の規定又は金融機関若しくは保証協会との間に締結した約定等に違反したとき。

(融資期間の特例)

第 8 条 金融機関はこの融資制度による融資を受けている企業が、火災、天災又は経済情勢の変化により資金の償還に支障を来した場合において、市長が別に定める期間を限度として当初の融資期間を延長することができる。ただし、保証協会の保証に付されている融資については保証協会の承諾を得なければならない。

(融資制度の種類等)

第 9 条 この要綱に定める融資制度の種類は、次のとおりとする。

- (1) リーディングプロジェクト支援資金
- (2) 省エネ設備・新エネ設備導入資金
- (3) 環境配慮型製品導入資金

(融資の手続等)

第 10 条 融資を受けようとする企業は、北九州市環境産業融資申込書及び別に定めるその他の書類（以下「申込書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込書等の提出があったときは、申込内容を審査の上適当と認めるものにつ

いて速やかに申込書等を金融機関に送付するものとする。

- 3 金融機関は、申込書等の送付があったときは速やかに必要な調査等を行い、必要に応じて関係書類を保証協会へ送付するとともに、融資の可否を決定しなければならない。
- 4 前項の規定により関係書類の送付を受けた保証協会は、調査等必要な事務を行うものとする。

(リーディングプロジェクト支援資金)

第11条 リーディングプロジェクト支援資金は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 融資対象者 融資を受けることができる企業は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

ア リーディングプロジェクトを実施するため市内において工場等の新增設又は設備の設置（以下「設備の設置等」という。）を行うこと。

イ 市長が特に認める場合のほか、当該設備の設置等が融資を受けた日から起算して2年以内に完了する見込があること。

ウ 施設の設置等を行うための投資額が5,000万円以上であること。

エ 融資を受けた資金の償還及び利息の支払いについて、十分な支払能力を有すること。

オ 市税を滞納していないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。

(イ) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

(ウ) 会社の場合にあつては、その役員のうち暴力団員がいること。

(エ) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

(2) 資金の使途 設備資金とする。

(3) 融資対象経費 融資の対象となる経費は、設備の設置等に直接必要な経費のうち次に掲げる経費の合計額とする。

ア 工場等の用地の取得費（土地の造成費を含む。）

イ 工場等の設計費

ウ 工場等の建設費

エ 機械設備の購入費（輸送費等を含む。）

オ 機械設備等の工事費

カ 工業用水道工事費

キ 電力会社等に支払う工事費負担金

(4) 融資限度額 1企業につき10億円以内とする。ただし、前号に掲げる経費の合計額が10億円以上の企業で、エネルギーの消費低減又は発電量の拡大等に特に資すると市長が認めたものは、1企業につき20億円以内の額とする。

- (5) 融資利率 年7.5パーセント以内とする。
- (6) 融資期間 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して180月（24月間以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、60月以内の融資期間にあつては、据置期間を12月間とする。
- (7) 担保及び保証人 金融機関の定めるところによる。
- (8) 返済方法 一括償還又は分割償還とする。
- (9) 信用保証 必要に応じて保証協会の保証に付し、保証料の率は、融資額に対して年2.2パーセント以内とする。

(省エネ設備・新エネ設備導入資金)

第12条 省エネ設備・新エネ設備導入資金は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 融資対象者 融資を受けることができる企業は、北九州市内に事業所を有する事業者で、かつ、次に掲げる要件を備えていなければならない。

ア 市内に事業所（本店、支店又は営業所等）を有する法人又は市内の個人事業者と工事請負契約等を締結し、市内の事務所等に省エネ設備又は新エネ設備を設置すること。

イ 市長が特に認める場合のほか、当該設備の設置が融資を受けた日から起算して1年以内に完了する見込があること。

ウ 施設の設置等を行うための投資額が150万円以上であること。

エ 融資を受けた資金の償還及び利息の支払いについて、十分な支払能力を有すること。

オ 市税を滞納していないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。

(イ) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

(ウ) 会社の場合にあつては、その役員のうち暴力団員がいること。

(エ) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

- (2) 資金の使途 設備資金とする。

- (3) 融資対象経費 融資の対象となる経費は、設備の設置等に直接必要な経費のうち次に掲げる経費の合計額とする。

ア 設計費

イ 機械設備の購入費（輸送費等を含む。）

ウ 機械設備等の工事費

- (4) 融資限度額 1企業につき1億円以内とする。

- (5) 融資利率 年7.5パーセント以内とする。

- (6) 融資期間 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して120月（24月間以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、60月以内の融資期間にあつては、据置期間を12月間とする。

- (7) 担保及び保証人 金融機関の定めるところによる。
- (8) 返済方法 一括償還又は分割償還とする。
- (9) 信用保証 保証協会の保証に付し、保証料の率は、融資額に対して年2.2パーセント以内とする。ただし、保証協会の対象ではない企業は除く。

(環境配慮型製品導入資金)

第13条 環境配慮型製品導入資金は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 融資対象者 融資を受けることができる企業は、北九州市内に事業所を有する事業者で、かつ、次に掲げる要件を備えていなければならない。

ア 市内の事務所等に環境配慮型製品を導入すること。

イ 市長が特に認める場合のほか、当該製品の導入が融資を受けた日から起算して1年以内に完了する見込があること。

ウ 環境配慮型製品の導入等を行うための投資額が100万円以上であること。

エ 融資を受けた資金の償還及び利息の支払いについて、十分な支払能力を有すること。

オ 市税を滞納していないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。

(イ) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

(ウ) 会社の場合にあつては、その役員のうち暴力団員がいること。

(エ) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

- (2) 資金の使途 設備資金とする。

- (3) 融資対象経費 融資の対象となる経費は、設備の設置等に直接必要な経費のうち次に掲げる経費の合計額とする。

ア 設計費

イ 環境配慮型製品の購入費（輸送費等を含む。）

ウ 環境配慮型製品の工事費

- (4) 融資限度額 1企業につき1千万円以内とする。

- (5) 融資利率 年7.5パーセント以内とする。

- (6) 融資期間 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して120月（24月間以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、60月以内の融資期間にあつては、据置期間を12月間とする。

- (7) 担保及び保証人 金融機関の定めるところによる。

- (8) 返済方法 一括償還又は分割償還とする。

- (9) 信用保証 保証協会の保証に付し、保証料の率は、融資額に対して年2.2パーセント以内とする。ただし、保証協会の対象ではない企業は除く。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に環境局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。